

# 学校いじめ防止基本方針

令和8年4月

香芝市立真美ヶ丘西小学校

## 1 いじめの防止等のための基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体に危険を生じさせるおそれがある人権問題であり、決して許されるものではない。

本校では、全ての児童が安心して学校生活を送り、互いに尊重し合う関係を築くことができるよう、「香芝市いじめの防止等のための基本的な方針」（令和7年10月改正）（以下「市の基本方針」という。）に基づき本方針を策定し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に学校全体で取り組むものとする。

そのため、教職員がいじめ問題に対して共通理解をもち、保護者及び地域との連携を図りながら、組織的かつ継続的な取組を推進する。

## 2 いじめの定義及びいじめの該当性の判断

いじめ防止対策推進法

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第2条第1項の規定から明らかなおり、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

このうち、特に重要な要素は、①心理的又は物理的な影響を与える行為であること、②その行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じていることの2点である。

いじめの該当性の判断は、市の基本方針に基づき、いじめ防止対策校内委員会又は学校の管理職が行う。

### 3 いじめの未然防止

本校では、これまでに、同一集団内において、特定の児童に対し、言葉による嫌がらせや無視等の行為が行われた事案があった。また、児童同士のSNSを通じたやり取りの中で不適切な書き込みが見つけれられたケースが確認された。これらについては、未然防止のための人権教育と、早期把握の重要性を教職員で共有した。

以上のことを踏まえ、いじめの未然防止のため、本校では次に掲げる取組を行う。

#### (1) 道徳教育及び人権教育の充実

全ての児童に、豊かな情操や道徳心、正義感、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合う態度など、心の通う人間関係を構築する能力を学校の教育活動を通じて養う。基本的な生活習慣や社会生活のルールを守ろうとする態度を養うとともに、いじめ防止や差別の解消に向けた学習活動を実施する。

#### (2) 自他の生命の大切さを学習する機会の充実

全ての児童に、自他の生命の大切さを学習し、かけがえのない存在として認識を促すことで、いじめは決して許されないものであることを理解させる。確かな学力、豊かな人間性、たくましい心身を身に付け、命を大切にすることを育てる。

#### (3) 全ての児童生徒が自己肯定感や生活における充実感を得られる教育活動の充実

主体的に活動できる場と機会の設定を工夫するとともに、集団の一員として協力して活動することで、集団の中で自己実現を図ることができる。「存在そのものを認める言葉かけ」や「過程を認める」ことを意識し、全ての児童が自己肯定感や生活における充実感を得られるように、学校全体で努める。

#### (4) 教職員のいじめ防止等のための取組の深化に向けた研修の実施

安心・安全な学校生活を送ることができるように、いじめの未然防止に努めるとともに、早期発見・早期対応の強化を図る生徒指導の充実に努める。そのため、校内研修を実施し教職員間における指導の統一を図るとともに指導力の向上を図る。

以上の取組は、別紙年間計画に示すとおり実施する。

### 4 いじめの早期発見

いじめの早期発見のため、本校では、次のように対応する。

- (1) 教職員は早期のいじめの発見に努めるとともに、明らかにいじめに該当する行為だけでなく、いじめに該当する疑いのあるにとどまる行為についても、積極的に発見に努める。
- (2) 教職員は、早期にいじめを発見するため、児童生徒の日常の些細な変化に気づく力を高め、いじめを見過ごすことのないように的確に関わりをもつ。
- (3) 教職員は、いじめの被害を受けたこと若しくはいじめを目撃したことの申告を受けた場合またはいじめに該当する疑いのある事象を発見した場合は、直ちにいじめの被

害を受けたとされる児童及び加害とされる児童並びに目撃した児童に簡易な聴取調査を実施し、それらの供述に基づいて客観的事実を確認するとともに、被害児童の安全確保を最優先とする。

## 5 いじめへの対応

教職員は、いじめの被害を受けたこと若しくはいじめを目撃したことの申告をうけた場合又はいじめに該当する疑いのある事象を発見した場合には、市の基本方針に基づき対応する。

## 6 校内組織

本校は、法第22条の規定に基づき、学校におけるいじめの防止等を実効的に行い、組織的な対応をするための中核的な役割を担ういじめ防止対策校内委員会を置く。構成員は下記のとおりである。

委員長	校長 吉松 賢
委員	教頭 澤田 善広
	主幹教諭 菊谷 勝哉
	教務主任 山川 倫子
	生徒指導主任 田中 貴和
	人権教育担当 清水 祐輝
	各学年代表 大和 美雪・竹内 淑恵・田中 稔子 廣瀬 佐和子・山崎 知子・田中 貴和
	養護教諭 熊田 晃子
	特別支援教育コーディネーター 飯田 千尋・山川 倫子
	スクールカウンセラー 伊藤 洋子

## 7 保護者及び地域住民等との連携

### (1) 日常的な情報共有

担任を中心として、連絡帳、電話、家庭訪問等を通じて、児童の学校及び家庭における様子について情報共有を図る。また、学校だよりを定期的に発行して、情報発信を積極的に行う。

### (2) いじめ防止対策のための方針の紹介

本校は、市の基本方針、本校の基本方針及びいじめの防止等のための対策について、学校ホームページ等で紹介して周知することで、本校が講じるいじめの防止等の対策に理解と協力を求める。

### (3) いじめの未然防止に向けた取組

児童の規範意識の育成等に向けて、保護者と協力して取組を進める。また、児童の

健やかな成長を促すためにPTAや学校運営協議会等といじめの問題について協議する場を設ける。

#### (4) 相談体制の整備

保護者が安心して相談できるよう、本校の相談窓口及び香芝市の相談窓口の周知を図るとともに、スクールカウンセラー等と連携した支援を行う。

### 8 関係機関との連携

香芝市教育委員会、警察、児童福祉課及び高田こども家庭相談センター、福祉機関とは、市の基本方針に基づいて連携し、いじめ問題への適切な対応を図る。また、必要に応じて医療機関とも連携し、心のケアや支援を行っていく。

### 9 いじめ重大事態の対応

いじめ防止対策推進法

(学校の設置者又はその設置する学校による対応)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

本校において、上記に定義する重大事態が発生した場合には、速やかに教育長及び市長に報告するとともに、市の基本方針に基づき対応する。

### 10 その他

市の基本方針の改正に応じ、適宜改正する。